

自治会・回覧

会員各位

’13.01.22

桜台自治会

会長 内田 信宣

平成 25 年度 定期使用教室・サークルの募集について

桜台自治会共用施設管理規程に基いて、継続的に使用する教室・サークルは、定期使用者として定められ、この期間は1年度内として毎年更新することとなっています。

つきましては、新規及び現在継続使用されている定期使用者は4月から1年間の契約が必要となりますので、教室・サークルの責任者の方は、会館事務局の「定期利用申込書」により2月末までに申込みをお願い致します。

◎なお、定期使用者は、その期間の取り消しや、部屋及び時間等の変更は原則出来ません。

定期使用責任者は、年間を通しての計画的な活動をお願い致します。

定期使用者は、毎月末までに次月の使用料金をお支払い下さい。「部屋使用申込書」の提出は必要ありません。

以上

今年度活動スローガン：

みんなで創る 安全で安心の 美しい町

桜台自治会ホームページ：<http://www.i-sakuradai.jp>